

議案第72号

日進市附属機関の設置に関する条例の一部改正について

日進市附属機関の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年8月31日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、附属機関の委員の任期を委嘱期間に即したものに改めるため、日進市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 日進市名誉市民推挙委員会等の委員任期について、それぞれの附属機関の委嘱期間に即したものに改める。
- (2) 日進市地域公共交通会議の担当事務について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、地域公共交通総合連携計画を地域公共交通計画に改める。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

日進市附属機関の設置に関する条例(平成26年日進市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期	執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	日進市名誉市民推挙委員会	略			審査期間	市長	日進市名誉市民推挙委員会	略			2年
	略						略				
	日進市地域公共交通会議	地域公共交通計画の作成及び変更について調査審議すること。	略				日進市地域公共交通会議	地域公共交通総合連携計画の作成及び変更について調査審議すること。	略		
	略						略				
	日進市環境基本計画策定委員会	略			審査期間		日進市環境基本計画策定委員会	略			1年
	略						略				
教育委員会	日進市立小中学校適正規模等検討	略		(1) 学識経験を有する者 (2) 区長会の代表者 (3) 小中学校	2年以内	教育委員会	日進市立小中学校適正規模等検討	略		(1) 学識経験を有する者 (2) 行政区の代表者 (3) 小中学校	2年以内

委員会	PTAの代表者 (4) 小中学校 長の代表者 (5) 公募の市 民 (6) その他教 育委員会が 必要と認め る者		委員会	PTAの代表者 (4) 小中学校 長の代表者 (5) 公募の市 民 (6) その他教 育委員会が 必要と認め る者	
日進市 教育振 興基本 計画策 定委員 会	略	2年 以 内	日進市 教育振 興基本 計画策 定委員 会	略	2年
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通計画」に改める改正規定は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)附則第1条本文の規定による施行の日から施行する。